

# 茨城県報

第6744号

昭和54年6月28日

木曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 規則

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ●茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則(監理課) ..... | ページ<br>1 |
|-----------------------------------|----------|

### 告示

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ●茨城県民有林林道事業補助金交付要項の一部改正(林業課) ..... | 2 |
| ●国土調査の指定(農地計画課) .....              | 3 |
| ●道路の区域変更(道路維持課) .....              | 3 |
| ●道路の供用開始( " ) .....                | 4 |
| ●茨城県収入証紙の売りさばき人の廃止(出納第一課) .....    | 4 |

### (公安委員会)

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ●緊急自動車の指定 ..... | 5 |
|-----------------|---|

### 公告

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ●土地立ち入り測量(4件)(用地課) ..... | 5 |
| ●建築協定の認可(建築指導課) .....    | 7 |
| ●開発行為の工事完了( " ) .....    | 7 |
| ●道路位置の指定( " ) .....      | 8 |

### 訓令

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ●茨城県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令(文書課) ..... | 9 |
|------------------------------------|---|

## 規則

### 茨城県規則第39号

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和54年6月28日

茨城県知事 竹内藤男

### 茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則

茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第10条中「請負金額」を「請負に付する金額」に、「300万円未満」を「1,000万円未満」に、「100万円未満」を「300万円未満」に改める。

### 付則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の茨城県建設工事執行規則の規定により既に

締結している契約については、なお従前の例による。

## 告 示

### 茨城県告示第998号

茨城県民有林林道事業補助金交付要項(昭和42年茨城県告示第1457号)の一部を次のように改正する。

昭和54年6月28日

茨城県知事 竹内 藤 男

第2条第1項第1号中「新設」を「新設し又は改築」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

規則第2条第2項及び第3項に規定する補助事業及び補助事業者並びに補助率は、次の表のとおりとする。ただし、民有林林道開設事業国庫補助要領(昭和32年5月6日32林道第5696号林野庁長官通達)第5の広域基幹林道にあつては事業費の10分の8.5以内、民有林林道改良事業国庫補助要領(昭和35年6月11日35林野指第3604号林野庁長官通達)第5の幹線林道にあつては事業費の10分の7以内、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業国庫補助要領(昭和41年8月6日41林野道第606号林野庁長官通達)第5の1の峰越連絡林道事業の幹線林道にあつては事業費の10分の9以内、同要領第5の2の林道舗装事業の幹線林道にあつては事業費の10分の7以内とする。

補 助 事 業	補 助 事業者	地 域	補 助 率	備 考
林道開設事業	普通林道	市町村等 過疎地域振興山村地域	事業費の10分の7 <sup>以内</sup>	民有林林道開設事業 国庫補助要領にもとづくもの
		その他の地	事業費の10分の6.5	"
	間伐林道	" 過疎地域振興山村地域	事業費の10分の7.5	"
		" その他の地	事業費の10分の7	"
林道改良事業	"	全 域	事業費の10分の5	民有林林道改良事業 国庫補助要領にもとづくもの
林道舗装事業	"	"	事業費の10分の5	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 国庫補助要領にもとづくもの
峰越連絡林道事業	"	"	事業費の10分の7	"
県単独林道事業	(開設改良)	"	事業費の10分の5	茨城県単独林道事業実施要領にもとづくもの
県単独峰越連絡林道事業	"	"	事業量の10分の7	茨城県単独峰越連絡林道事業実施要領にもとづくもの

付 則

この告示は公布の日から施行し、昭和54年度事業から適用する。

茨城県告示第999号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のとおり国土調査（土地分類調査）の指定をしたので、同条第5項の規定により公示する。

昭和54年 6 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指 定 年 月 日 昭和54年 6 月 25 日
- 2 調 査 主 体 結 城 市
- 3 調 査 地 域 結城市街地及び絹川地域

市街地域

本町、戸野町、曾我殿台、陣屋町、塔の下、見晴町1丁目、見晴町、観音町、戸張町、大切町、番匠町、永横町、浦町、白銀町、国府町、大橋町、立町、肝入町、木町、大町、西町、富士見町、穀町、御朱印町、鍛冶町、神明町、栄町、紺屋町、西ノ宮、玉岡町、下り松、新福寺、城南町、公達、川木谷、四ツ京、逆井、松木合

絹川地域

小森、宮崎、慶福、久保田、中、泉

- 4 調 査 面 積 10.00平方キロメートル
- 5 調 査 期 間 昭和54年 6 月 25 日から昭和55年 3 月 31 日まで

茨城県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和54年 7 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年 6 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県 道
- 2 路 線 名 結城下妻線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市大字半谷字三道地山 649-1番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 20.20	3,696.00	
下妻市大字下妻字仲町丁 255-1番地まで		最小 6.60		
下妻市大字半谷字三道地山 649-1番地から	新	最大 20.20	3,696.00	
下妻市大字下妻字仲町丁 255-1番地まで		最小 6.60		
下妻市大字半谷字三道地山 649-1番地から		最大 35.00	2,280.00	
下妻市大字長塚字天神台 423-3番地まで		最小 12.60		

茨城県告示第1001号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和54年7月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和54年6月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道結城下妻線
- 2 供用開始の区間  
下妻市大字石の宮字石の宮3番地から  
下妻市大字長塚字天神台423-3番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年7月2日

茨城県告示第1002号

次の者は茨城県収入証紙の売りさばきを廃止した。

昭和54年6月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

- 1 稲敷郡東村大字曲淵200  
高 柳 浩  
廃止年月日 昭和54年5月21日
- 2 稲敷郡牛久町大字牛久231  
松 本 典 子  
廃止年月日 昭和54年5月22日
- 3 日立市大久保町486

北 沢 チ ヌ

廃止年月日 昭和54年 5 月 22 日

4 日立市久慈町1228

清 水 昇

廃止年月日 昭和54年 5 月 22 日

5 土浦市中貫町1917

富 島 淑 子

廃止年月日 昭和54年 5 月 22 日

6 土浦市前川町373

蛭 原 潔

廃止年月日 昭和54年 6 月 1 日

7 那珂湊市磯崎町3833

川、崎 ま す

廃止年月日 昭和54年 5 月 24 日

( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会告示第22号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により緊急自動車の指定を行つたので公示する。

昭和54年 6 月 28 日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1120	水戸88せ 318	ト ヌ タ 54年	警察責務遂行用	茨城県警察本部

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和54年 6 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道小野土浦線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
新治郡新治村大字藤沢字諏訪下, 字北裏, 字橋下, 字邦見寺, 字新地, 字段浦及び字段下地内  
" " 大字大畑字神田, 字島山, 字程久保, 字池の内及び字孫兵了谷地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和54年 6 月 28 日から昭和54年12月31日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨城県知事
  - 2 事業の種類 南指原川砂防工事
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
笠間市大字本戸字神田, 字カッタ, 字クシギダ, 字神田台, 字一つ橋, 字浜井場, 字不動坂,  
字中田ヶ入及び字越後峯地内
  - 4 立ち入ろうとする期間  
昭和54年 6 月 18 日から昭和54年 8 月 31 日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨 城 県
  - 2 事業の種類 県道梨野沢大子線道路改良工事
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
久慈郡大子町大字楨野地字天水, 字橋野沢, 字金山平, 字正分向, 字正分, 字正分沢, 字道  
沢, 字正分向沢, 字大崩沢, 字大崩, 字下野沢, 字後沢, 字道下, 字下大金, 字  
何象, 字上野平, 字岩下, 字殿林下, 字殿林, 字当子久保, 字中野平, 字下野  
沢, 字宿平, 字森脇, 字大金, 字清水久保, 字東平, 字川向, 字茨久保, 字上蔵  
平, 字上野久保, 字梨野平, 字向沢, 字蔵久保, 字中岡, 字西野久保及び字馬舟  
沢地内
  - 4 立ち入ろうとする期間  
昭和54年 7 月 1 日から昭和55年 3 月 31 日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨 城 県
  - 2 事業の種類 県道下館三和線道路改良工事
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
結城市大字善右エ門新田字小島地内
  - 4 立ち入ろうとする期間  
昭和54年 6 月 28 日から昭和55年 3 月 31 日まで
-

●建築協定の認可

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定に基づき建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和54年 6 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 申 請 人

神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番3号

第百土地株式会社

代表取締役 森 美 夫

2 建築協定の名称

森の里住宅地建築協定

3 建築協定区域の位置及び面積

稲敷郡葦崎村大字森の里

94,383.51㎡

4 建築協定の内容

稲敷郡葦崎村役場において縦覧に供する。

5 認 可 年 月 日

昭和54年 6 月 19 日

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和54年 6 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

第1工区

筑波郡谷和原村大字西ノ台字西ノ台72番の1部、73番の1部、乙79番の1部、245番、245番の1、246番から251番まで、253番、254番、269番から274番まで、280番、281番、283番、288番から291番まで、300番から303番まで、384番から391番まで、628番、629番、630番の1、630番の2、631番の1から631番の5まで、635番から641番まで、642番の1から642番の4まで643番、39番から43番まで、44番の1、45番から47番まで、245番の1、245番の2、246番、248番の1、248番の2、250番の1、250番の2、251番から256番まで、257番の1、257番の2、258番の1、258番の2、259番の1、259番の2、260番の1、260番の2、261番の1、261番の2、262番の1から262番の3まで、263番から272番まで、272番の1、乙272番、273番の1、273番の2、乙273番、274番、乙274番、275番から277番まで、乙277番、278番、280番か

ら283番まで、285番の1、285番の2、286番の2、291番、292番、293番の1から293番の3まで、294番、295番、296番の1、296番の2、297番の1、297番の2、298番の1、298番の2、299番の1、299番の2、300番の1、301番の1、301番の2、302番の1、302番の2及び303番から305番まで

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋1丁目3番13号

大和団地株式会社東京支店

常務取締役東京支店長 坂 田 真 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字木田余字十八石5087番の2

2 事業主の住所及び氏名

土浦市川口1丁目1番29号

円城寺 義 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市大字石岡字小川道3957番の54、3957番の59及び3957番の82

2 事業主の住所及び氏名

石岡市大字石岡9648番の1

藤峯商事株式会社

代表取締役 鈴 木 伸 昭

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字中字木ノ宮1231番の1の1部、1227番の2、1231番の6、1234番の2及び1234番の3

2 事業主の住所及び氏名

土浦市下高津1丁目20番35号

土浦市長 野 口 敏 雄

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和54年6月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男



指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
水土木指令 第620号	54. 6. 1	立川 淳一	東茨城郡茨城町 前田625番地	東茨城郡茨城町前田字 大連寺1677番 4	4.00	34.50
" 第621号	"	(株)野口物産 代表取締役 野口 忠則	石岡市国府1丁 目2番28号	" " 長岡字 大連寺3317番85	6.00	35.00
" 第645号	54. 6. 13	山口源四郎	勝田市中根4986	勝田市中根字六ツ野 4986番31, 同番49, 同番50	4.00	30.40
" 第654号	54. 6. 20	篠原 四郎	那珂郡那珂町菅 谷4399番地1	那珂郡那珂町菅谷字杉 原668番34	4.00	25.20
" 第655号	"	関 正夫	" 大宮町宇 留野359番地	" 大宮町宇留野字 久弥383番5, 384番5	4.00	35.00
下土木指令 第387号	54. 6. 11	(有)諸不動産 代表取締役 諸 修治	結城市大字結城 7235-4	結城市大字結城字白山 601番の16	4.00	32.50
" 第404号	54. 6. 19	植木 廣士	下館市乙 176-11	下館市大字沖田字乙 176番の1	4.00	31.50
高土木指令 第531号	54. 6. 5	菊池 文郎	北茨城市関南町 仁井田47	北茨城市関南町仁井田 番前丁田544番の2, 神 岡下字北浜田341番の4	4.00	61.40
潮土木指令 第200号	54. 6. 11	(株)大住晃 砂岡	東京都豊島区東 池袋1丁目59番 1号	鹿島郡大野村大字青塚 字縦1200番2	4.50	86.65
" 第201号	"	(株)大和本社 渡辺 義男	" " " 3丁目1番1号	" " 大字林字 康申前1032番2	6.00	84.30

## 訓 令

### 茨城県訓令第16号

茨城県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和54年6月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

#### 茨城県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令

茨城県法令審査委員会規程(昭和42年茨城県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び組織規則第15条に規定する出納事務局の課長」を「組織規則第15条に規定する課長及び茨城県国際科学技術博覧会推進室設置規則(昭和54年茨城県規則第26号)第3条に規定する次長のうち国際科学技術博覧会推進室長が指定する者」に改める。

第10条第1項中「文書課長補佐」の次に「(総括整理することを命じられている課長補佐に限る。)」を加え、「グループ」を削る。

様式第1号及び様式第3号中「グループ名」を「担当(グループ)名」に改める。

#### 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

★ 県政の総覧 〓 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所